

暮らしのお知らせ

税のお知らせ

確定申告が間違っていた
とき・忘れたとき

税務署へ確定申告書を

ど申告した内容に間違いがあることに気付いた場合は、次の方で訂正することができます。また、確定申告をしなければならないのに、確定申告することを忘れていた場合は、できるだけ早く申告してください。

◎ 税額を多く確定申告していたとき

【手 線】

してください。更正の請求書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。（税務署も用意しております。）

【期 間】
更正の請求書は次の期間に提出してください。

■平成27年分から令和元年分：法定申告期限から5年以内

してください。更正の請求書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。（税務署にも用意してあります。）

は、国税庁ホームページからダウンロードできます。（税務署にも用意してあります。）

は、国税庁ホームページからダウンロードできます。（税務署にも用意しております。）

【期間】

修正申告は、税務署長から更正を受けるまではいつでもできますが、修正申告によつて納める税額には、法定納期限（令和元年分の所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税は令和2年4月16日（木））の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので、できるだけ早く申告・納付するようにしてください。また、修正申告をする場合や、税務署が更正を行う場合には、新たに加算税が賦課される場合があります。

◎確定申告を忘れていたとき

確定申告をしなければならないのに、確定申告することを忘れていたときは、できるだけ早く申告

告するようにしてください。申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をしなかつた場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。

なお、税務署長が決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、新たに加算税が賦課される場合があるほか、法定納期限の翌日から納付までの延滞税を併せて納付しなければならない場合がありますので、ご注意ください。

作成又は来署することが可能になつた時点で税務署へ申し出でいただければ、申告期限延長の取扱いをさせていただきます。

◎新型コロナウイルス感染症の拡大防止
4月17日以降の申告相談受付について

4月17日以降の申告相談受付について

の感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な人については、期限を区切らず

にては、期限を区切らず
に、4月17日（金）以降

国税庁ホームページ
www.nta.go.jp

■お問い合わせ

※更正の請求、修正申告などの手続などについて、お分かりにならない点がありましたら国税庁ホームページをご覧いただきか、最寄りの税務署にお尋ねください。